

【医療機関の皆様へ】

東京都地域がん登録事業について

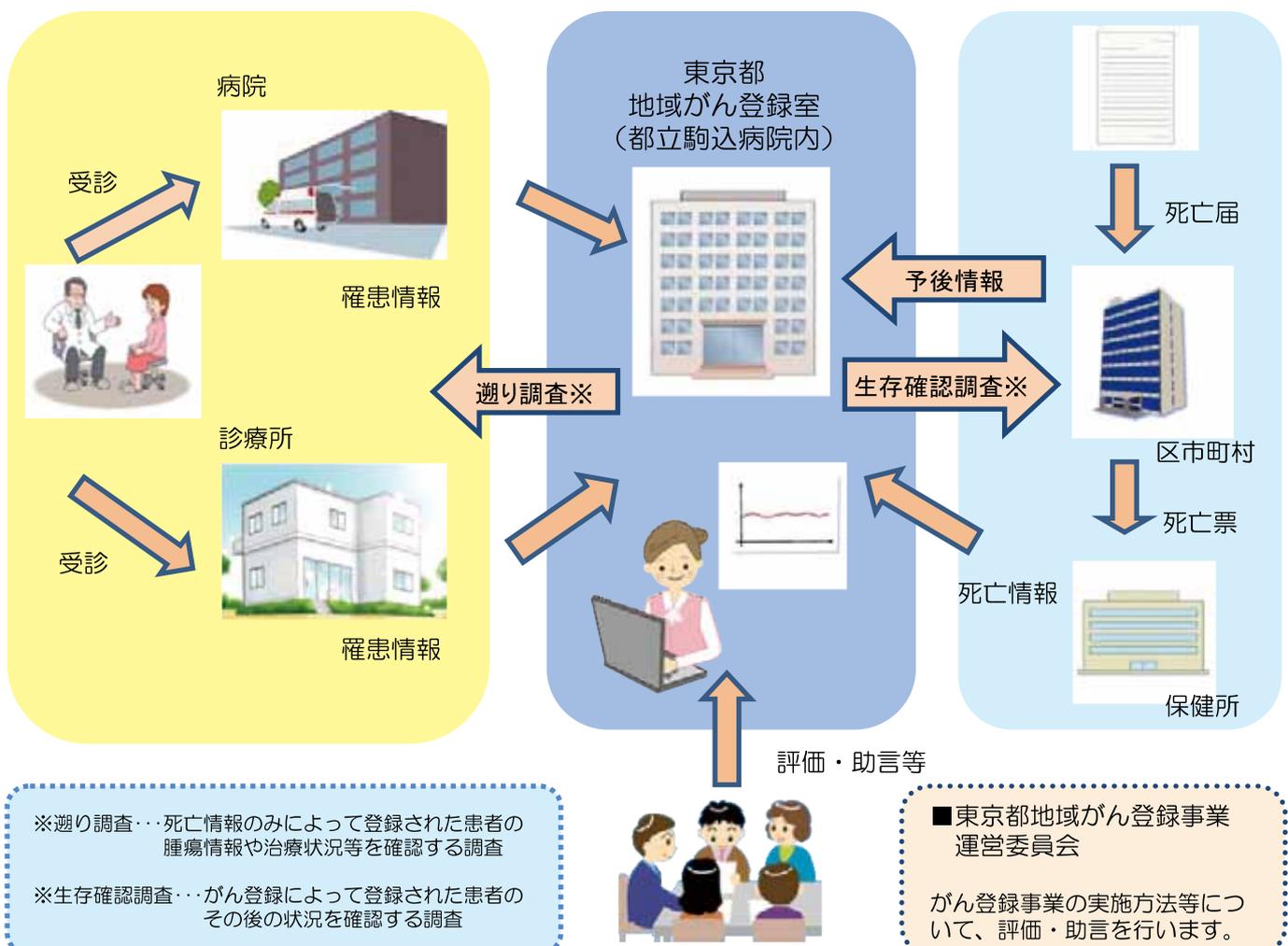
地域がん登録への御協力をお願いいたします。

地域がん登録事業は、がん対策基本法等に基づいて、医療機関からのがんの罹患情報や保健所からの死亡情報など、がんの発病から治療、死亡に至るまでの情報を収集し、分析することによって、地域におけるがんの状況を把握し、がん検診や効果的な医療計画・予防対策の企画や評価に役立てるものです。

がんの罹患の実態は、患者一人ひとりの診断や治療、その後の経過に関する情報を収集し、解析する仕組みによってしか明らかにすることができません。

医療機関の皆様におかれましては、事業の趣旨について御理解いただくとともに、御協力をいただきますよう、お願いいたします。

東京都における地域がん登録の流れ



1

地域がん登録の対象者は？

都内の医療機関で、**がん**と診断された都内に住所を有する以下の患者が対象となります。

- (1) 上皮内がんを含む全悪性新生物（転移性・再発を除く）
- (2) 頭蓋内の良性腫瘍（良性・悪性の区別が不詳のものも含む）

2

地域がん登録を行うには？

指定の東京都地域がん登録届出票に、**がん患者の個人識別項目**(氏名・生年月日・性別・住所)や腫瘍情報(診断日・部位・病理組織型・病期)、治療情報(治療方法・転帰・死亡日)等を記載し、地域がん登録室に郵送等で届出させていただきます。

※東京都地域がん登録届出票は、下記ホームページに掲載しています。

3

地域がん登録届出票の作成時期は？

患者の初回治療が終了した時点となります。

4

地域がん登録届出票の提出時期は？

罹患年の翌年12月末日までに提出となります。(翌年12月までの間、別に中間提出日を設けます。)

5

地域がん登録で分かることは？

地域がん登録によって、主に以下のことが分かります。

- ・新たに**がん**と診断された方の数や割合(地域別※・性別・年齢別・がんの部位別等)や他の地域との比較 ※区市町村別、保健所別、二次保健医療圏別等
- ・がん患者の**治療状況**、**がん患者の生存率**、**がん検診の有効性**など

6

個人情報保護制度との関係は？

- ・地域がん登録事業における医療機関から都への診療情報の提供は、個人情報保護法で規定する「利用目的による制限」及び「第三者提供の制限」の本人同意の適用除外の事例に該当するとされています。(厚生労働省健康局長通知 平成16年1月8日 健発第0108003号)
- ・また、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(厚生労働省 平成16年12月24日)」でも、地域がん登録事業への情報提供は、公衆衛生の向上のために必要な場合に該当するため、「本人の同意を必要としない」とされています。

7

個人情報の漏えいの心配はないのか？

東京都地域がん登録事業は、個人情報を取得、保有することなどについて、東京都個人情報の保護に関する条例の規定に基づいて、適正に実施します。個人情報の漏えいや紛失等が起きないように、以下の安全対策をとります。

- ・登録室への入室者の制限及び情報を取扱う職員の制限
- ・登録室及び保管場所などの施錠管理
- ・登録情報を管理するコンピューターの外部接続の禁止
- ・国の研究班による「地域がん登録における安全管理措置ハンドブック」に基づく安全管理体制



がん登録等の推進に関する法律が公布されました。

本法が平成25年12月13日に公布され、「公布の日から3年を超えない範囲において政令で定める日」から施行されることとなっています。法制化により全国ベースですべてのがん患者の状況が把握できるようになります。

また、全ての病院並びに開設者の同意を得て都道府県が指定する診療所において、原発性のがんについて初回の診断が行われたときは、省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する情報を都道府県知事に届けなければならないこととなります。詳細については、今後、政省令等で検討される予定です。



問合せ先

- 事業内容：東京都福祉保健局保健政策部健康推進課成人保健係 TEL 03-5320-4363
- 届出票の記載・提出方法等：東京都地域がん登録室 TEL 03-5809-0248
- 東京都地域がん登録事業の詳細については、福祉保健局ホームページ「東京都地域がん登録事業について」を御覧ください。
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_zukuri/chiikigan/leaflet_chirashi.html